

神戸市立工業高等専門学校総合情報センターシステム利用規程

2023年6月1日

規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の総合情報センター（以下「センター」という。）が運用及び管理する電子計算機、校内LAN及び関連機器・施設（以下「システム」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用目的)

第2条 システムの利用は、原則として本校における教育、研究、学習、事務処理及び地域貢献に資することを目的とする。

(利用資格)

第3条 システムを利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本校学生
- (2) 本校教職員
- (3) 本校非常勤講師
- (4) 前各号に掲げるもののほか、総合情報センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

(利用許可)

第4条 システムを利用しようとする者は、システムの利用権（以下「アカウント」という。）の取得手続きを経て、センター長からその許可を得なければならない。

(アカウント)

第5条 アカウントの種類は、一般アカウント、臨時アカウント及びGmailアカウントとする。

- 2 一般アカウントの有効期限は、アカウント取得以降の本校在籍又は在職期間とする。ただし、アカウントを取り消された者、又は停止された者の有効期限は、この限りではない。
- 3 臨時アカウントの有効期限は、センター長が必要と認めた期間とする。
- 4 Gmailアカウントの有効期限は、センター長が必要と認めた期間とする。

(休館日)

第6条 センター施設の利用は、原則として次に掲げる日を除いた日とする。

- (1) 休日、祭日、年末年始休
- (2) 定期保守日
- 2 前項に定める他、システムの障害等、センター長が特に必要と認めた場合は、臨時に当該システムの利用を停止、又は利用時間を変更することができる。

(利用上の注意)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) アカウントを他の目的に利用、又は第三者に譲渡しないこと。
- (2) 利用時間を守り、許可された機器以外は使用しないこと。
- (3) 営利的行為のために利用しないこと。
- (4) 著作権を侵害する等の違法行為は行わないこと。
- (5) センターから貸し出された機器等は、予め定めた期限内に返却すること。
- (6) センター内の整理整頓に努め、他の妨げになる行為及び飲食をしないこと。
- (7) 機器及びその他の付帯設備を滅失又は破損しないよう充分注意すること。
- (8) 機器及びその他付帯設備に異常が生じ、又は異常を発見した場合は、速やかにセンター事務室に連絡すること。
- (9) 施設の利用は、責任者の指示に従うこと。
- (10) センター及び他の利用者に迷惑又は損害を与えないこと
- (11) その他、システムに支障を与える一切の行為は行わないこと。

(アカウントの取消)

第8条 センター長は、利用者がセンターの定めた事項に従わない場合又は承認された目的以外にシステムを利用した場合には、当該利用者のアカウントを取り消し、又は停止することができる。

(損害の弁償)

第9条 利用者は、故意又は重大な過失により、センターの機器及びその他の付帯設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めない事項についてこれを定める必要がある場合には、神戸市立工業高等専門学校総合情報センター運営委員会で協議する。

附 則

- 1 この規程は、2023年6月1日から施行する。
- 2 旧神戸市立工業高等専門学校の規程等に関し必要な措置を定める規程（2023年規程第7号）別表の総合情報センターシステム利用規程の項を削る。